

【意見の概要とそれに対する市（消防本部）の考え方】

No	意見の概要	意見に対する市（消防本部）の考え方
1	<p>この改正の理由の記載が欲しいです。</p> <p>設備の充実を図ることは防災上大切な事と思いますが、大規模な施設の関係者と、小規模な施設の関係者に、同様な要件の設備等を求めるとなると、経費負担の不公平が生じると思いました。小規模な施設が地域経済の活性化になることもあると思います。それなので、地方の再生の上では空き家の活用なども求められているだけに、そうした開発を阻害する要件にならないのかしらと思いました。そうした施設関係者には、資本の小さい法人が多いと思われます。違法性が検査である時の指導に、短期間で改善を求められるのは実際的ではないのではとも思いました。公表は相当数上がる可能性が懸念されるのではないのでしょうか？</p> <p>消防法の関係では、性能評価の申請をすると例外的な事例もあるようですが、それも負担の割合が小規模の施設経緯者にとっては不公平な負担になるのではとも思いました。法律を精読したわけではないので、解釈の誤解があれば御免ください。とにかく、小規模な事業を助長するために、防火上の設備改善のための経費の助成を経営規模に応じてするような制度等を設けることが優先されることではないのでしょうか。</p>	<p>今回の改正は国から示された運用通知に基づくものであり、重大な消防法令違反を公表することで、施設の利用者を火災の被害から防ぐことを目的としております。</p> <p>なお、消防用設備は建物の規模、構造、用途、収容人員等により、消防法令に基づいて設置の基準が定められており、今回の改正の内容には該当しません。</p> <p>この度のご意見は、今後の予防行政の取組において、参考とさせていただきます。</p>